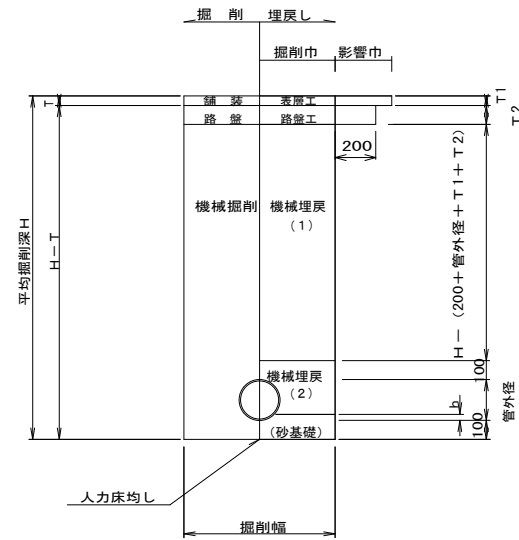


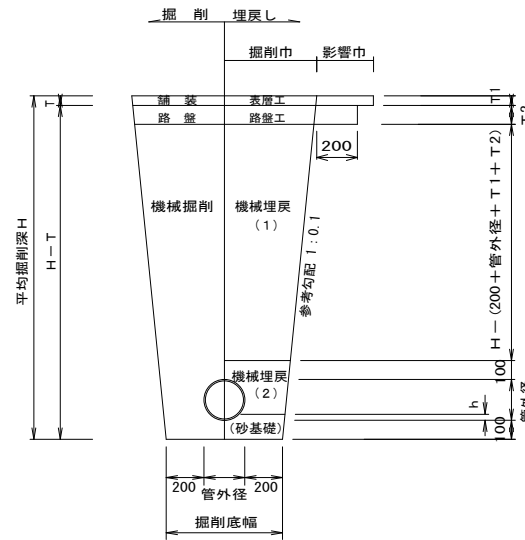
土工標準図

矢板施工による標準図



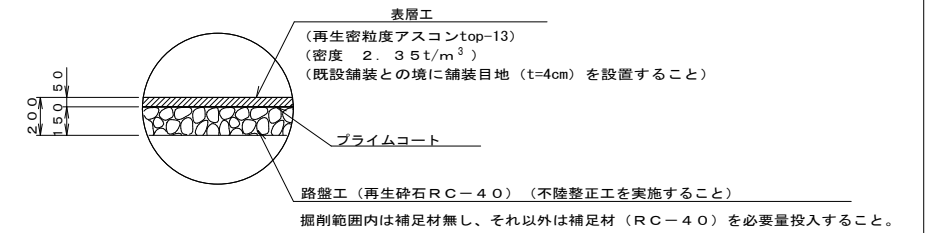
- 注) 1. 機械埋戻し(1)の流用土(砂質土)については、特に軟弱で路床に適さないものは除く。
 2. 機械埋戻し(2)の管周流用土(砂質土)については、注)1. かつ礫等(20mm以上)等の管に有害なものも除く。
 3. $h = \text{管外径} \times 0.15$ とし10mm単位で切り上げる。
 4. 砂基礎については、リサイクル砂を使用する。
 5. 砂基礎幅: 掘削幅 - 矢板材の厚さ

素掘りによる標準図

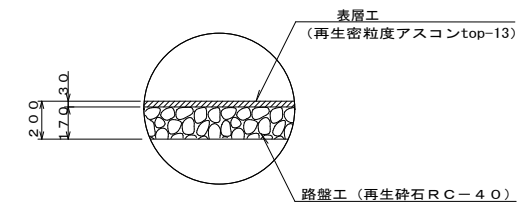


- 注) 1. 機械埋戻し(1)の流用土(砂質土)については、特に軟弱で路床に適さないものは除く。
 2. 機械埋戻し(2)の管周流用土(砂質土)については、注)1. かつ礫等(20mm以上)等の管に有害なものも除く。
 3. $h = \text{管外径} \times 0.15$ とし10mm単位で切り上げる。
 4. 砂基礎については、リサイクル砂を使用する。
 5. 掘削底幅は5cm単位とし、二捨三入を行う。

本復旧舗装構成 S=1:2.0



仮復旧舗装構成 S=1:2.0



- 注) 仮舗装の範囲は、掘削による影響範囲箇所及び重機による破損の範囲を施工すること。
 注) 仮舗装は作業終了後速やかに施工し、通行に支障が無いようにすること。
 注) 仮舗装は、作業終了後及び開始時に点検を行い通行に支障がある場合は速やかに補修すること。

事業名	四日市市 下水道事業
名称	管布設工標準図 舗装工
縮尺	図示
工種	
事業主体	四日市市上下水道局